

政令番号202 ジビニルベンゼン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和4年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県	1.2E+1			12.0				12.0
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.6E+0			1.6		2.2E+3	2,200.0	2,201.6
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	2.0E-1			0.2		1.0E+0	1.0	1.2
12	千葉県	3.0E-1			0.3		4.1E+2	410.0	410.3
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県	2.3E+1			23.0		6.1E+2	610.0	633.0
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県						2.3E+2	230.0	230.0
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県						2.7E+1	27.0	27.0
25	滋賀県	2.5E+0			2.5				2.5
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	1.2E+0			1.2		1.4E+2	140.0	141.2
34	広島県						1.0E-1	0.1	0.1
35	山口県	1.2E+1			12.0		7.5E+1	75.0	87.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	6.5E+1			65.0				65.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県	7.5E+1			75.0				75.0
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		1.9E+2			192.8		3.7E+3	3,693.1	3,885.9

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。